

諏訪広域連合

# 公共施設等総合管理計画

2019 年度～2028 年度

平成 31 年 3 月

諏訪広域連合

# 目次

第1章 策定の趣旨等	3
1 背景及び目的	3
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	3
4 計画対象範囲等	3
第2章 諏訪広域連合の概況	5
1 位置・地勢	5
2 人口・面積	6
3 財政状況	12
第3章 保有施設の状況及び将来の施設更新費用の推計	15
1 公共施設の状況	15
2 インフラ施設の状況	16
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	16
1 基本的な考え方	16
2 推進体制及び個別施設計画の策定等	18
第5章 公共施設の基本的な方針の具体的な推進方法	18

# 第1章 策定の趣旨等

## 1 背景及び目的

諏訪広域連合は、前身の諏訪地域広域市町村圏事務組合、諏訪広域行政組合の事務を引き継いで、平成12年7月に発足しました。介護保険事業の広域化や平成27年4月から諏訪広域消防の真の一元化体制を実施するなど、経費の削減や事務処理の効率化を図ってまいりました。

関係市町村※1においては、それぞれ公共施設等総合管理計画を策定し、将来のまちづくりを見据える中で、公共施設等の長寿化や適切な維持管理を検討しております。そして、関係市町村の財政状況は、将来厳しくなることが予測されている中、関係市町村の負担金を主な財源とする当広域連合においても公共施設等を取り巻く環境は一層厳しくなりつつあります。

また、人口減少・少子高齢化の進展による社会状況等の変化により、新しい時代に即した公共施設等のあり方について検討する必要があります。

これらのことから、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って更新、長寿命化等を計画的に行い、関係市町村の財政負担を軽減・平準化し、効率的・効果的な行政サービスの提供に資することを目的として本計画を策定します。

※1 関係市町村：本広域連合を構成する岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村をいう。

## 2 計画の位置付け

本計画は、公共施設等の将来的な維持管理や更新にあたっての基本的な指針を示すものであり、諏訪広域連合「広域計画」と整合性を図り、今後のあり方について基本的な取り組みの方向性を示すもので、個別施設計画の上位計画として位置付けます。

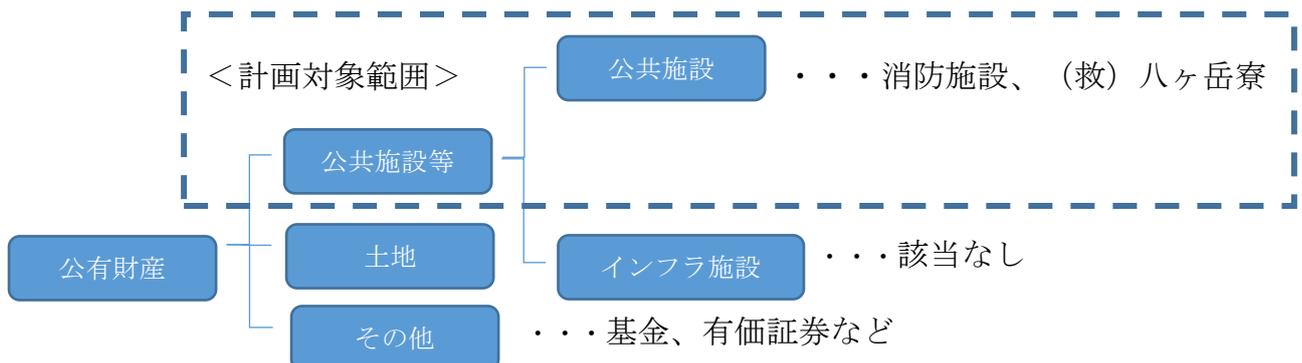
## 3 計画期間

本計画は、平成31年度（2019年度）から平成40年度（2029年度）までの10年間とします。ただし、計画全体を評価した上で、5年後に見直しを実施するとともに、個別施設計画の進行管理等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 4 計画対象範囲等

### (1) 計画対象範囲

全ての公共施設等を対象とします。いわゆるハコモノと呼ばれる公共施設（建物施設）はありますが、インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道など）はありません。また、更新費用の推計には、簡易な倉庫、小規模施設等は除いています。



(2) 公共施設の種類

当広域連合の公共施設は、用途として、行政系施設の消防施設と、福祉施設の救護施設八ヶ岳寮に分類（表1）され、対象となる施設及び土地は、表2のとおり、10施設、総延べ床面積は約14,865㎡となっています。

表1 対象施設の種類

分類（施設類型）		対象施設
1	行政系施設（消防施設）	消防本部・1署、5署、2分署、基地1局
2	福祉施設	救護施設八ヶ岳寮

表2 対象となる施設及び土地

建物名	所在地	敷地面積㎡	建築年度	西暦	建築面積㎡	延床面積㎡	構造等（※2）
① 諏訪広域消防本部 ・岡谷消防署	岡谷市加茂町 一丁目2番6号	4,412.21	平成26年度	2014	1,581.60	2,655.98	庁舎（RC3階建）
				2014	29.89	29.89	駐輪場
	岡谷市幸町 2556-4	1,003.52	昭和56年度	1981	33.00	198.00	訓練塔A塔（岡谷消防署）
			昭和56年度	1981	31.00	62.00	訓練塔B塔（岡谷消防署）
			昭和56年度	1981	25.00	50.00	訓練塔C塔（岡谷消防署）
※建物・敷地は岡谷市の所有⇒無償貸与							
② 諏訪消防署	諏訪市上川 三丁目2505番地	2,205.99	昭和52年度	1977	706.85	1,238.63	庁舎（RC2階建）
			昭和52年度	1977	30.00	30.00	機械室（訓練塔） （RC平屋建）
			昭和55年度	1980	12.60	7.80	倉庫（訓練塔） （S平屋建）
※建物・敷地は諏訪市の所有⇒無償貸与							
③ 茅野消防署	茅野市玉川 2213番地1	5,701.41	平成20年度	2009	1,326.13	1,432.48	庁舎（RC2階建）
				2009	20.25	121.50	訓練塔A塔
				2009	17.64	52.92	訓練塔B塔
※建物は諏訪広域連合所有 敷地は茅野市の所有⇒無償貸与							
④ 茅野消防署北部分署	茅野市湖東5661番地5	951.53	昭和49年度	1974	223.56	223.56	庁舎（S平屋建）
※建物・敷地は茅野市の所有⇒無償貸与							
⑤ 茅野消防署西部分署	茅野市ちの 247番地5	980.17 （借地）	昭和58年度	1983	321.28	285.04	庁舎（S2階建）（H16年購入）
			昭和58年度	1983	48.70	158.50	車庫（S平屋建）
※建物は茅野市の所有・敷地は茅野市が賃借⇒無償貸与							
⑥ 下諏訪消防署	諏訪郡下諏訪町 4488番地36	1,811.69	平成2年度	1991	724.85	1,406.95	庁舎（RC2階建）
			平成2年度	1991	36.78	73.56	訓練塔A塔
			平成2年度	1991	33.33	33.33	訓練塔B塔
※建物・敷地は下諏訪町の所有⇒無償貸与							
⑦ 富士見消防署	諏訪郡富士見町 落合10033番地2	1,199.73	昭和56年度	1982	416.75	730.96	庁舎（S2階建）
	諏訪郡富士見町 落合10058-3他	324.00	平成13年度	2001	16.00	16.00	訓練塔A塔（S）
				2001	16.00	32.00	訓練塔B塔（S）
※建物・敷地は富士見町の所有⇒無償貸与 うち訓練塔B塔については諏訪広域連合の所有							
⑧ 原消防署	諏訪郡原村 6523番地	2,508.55	平成4年度	1992	638.22	943.80	庁舎（RC2階建）
				1992	27.00	81.00	訓練塔A塔
※建物・敷地は原村の所有⇒無償貸与							
⑨ 杖突峠基地局局舎	茅野市大字宮川字 安国寺3372-58	957.00	昭和30年度	1955	20.00	20.00	局舎（RC）
				1955	17.00	17.00	自家発電局舎
※建物はH24に信越放送（株）より寄付されたもの 敷地は諏訪市飯島山林組合の所有⇒賃貸借契約により有償							
⑩ 八ヶ岳寮	茅野市金沢 4518-1	13,945.98	平成14年度	2002	5,014.25	4,964.21	本体施設 （S耐火被覆ALC）
※建物・敷地は諏訪広域連合所有 建築面積には軒天井含む							
合計		36,001.78			11,367.68	14,865.11	

※2 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造



## 2 人口・面積

市町村名	平成 30 年	
	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )
岡谷市	48,748	85.10
諏訪市	49,112	109.17
茅野市	55,804	266.59
下諏訪町	19,626	66.87
富士見町	14,091	144.76
原村	7,655	43.26
諏訪地域計	195,036	715.75
長野県計	2,063,403	13,561.56

人口：国勢調査に基づく毎月人口異動調査（平成 30 年 10 月 1 日現在）

面積：国土地理院発表（平成 28 年 10 月 1 日現在）

### 1) 諏訪地域の人口推計

#### ① 全体推計

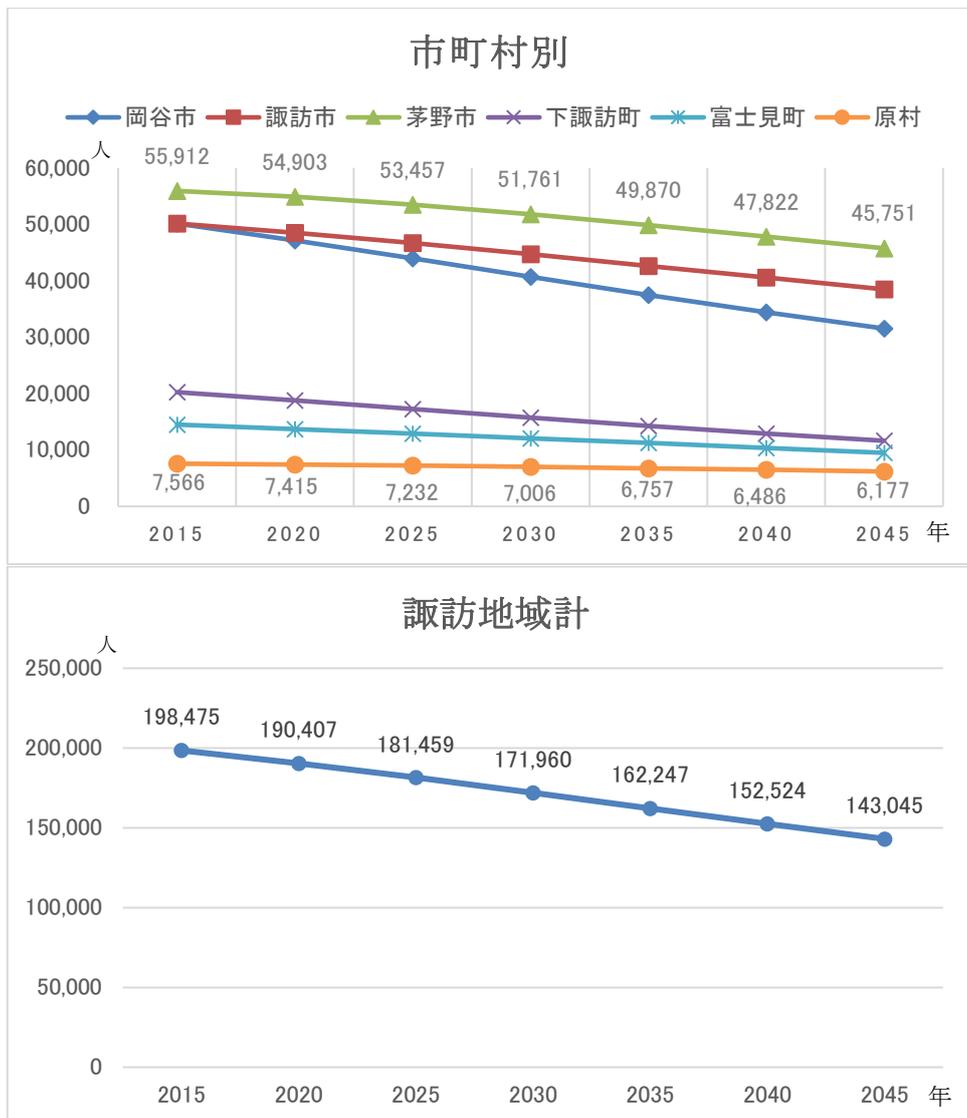
当地域の人口は、平成 27 年の国勢調査では 198,475 人（男 97,038 人、女 101,437 人）となっています。これを基にした将来人口推計※3によると、2025 年（H37）は、2015 年（H27）と比較して約 17,000 人 8.6%の減少、2035 年（H47）は、約 36,200 人 18.3%減少すると見込まれています。

（単位：人）

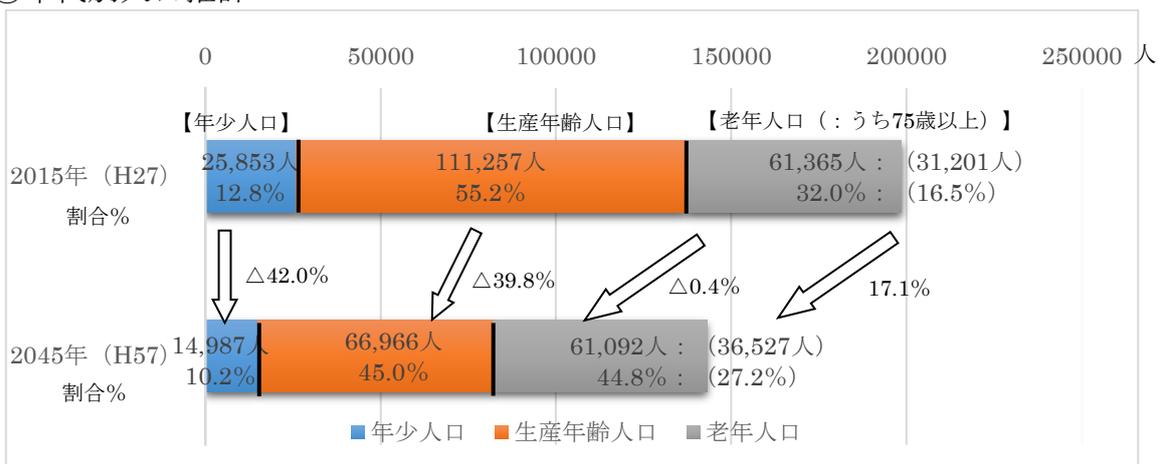
年	2015年 H27	2020年 H32	2025年 H37	2030年 H42	2035年 H47	2040年 H52	2045年 H57
市町村							
岡谷市	50,128	47,140	43,959	40,677	37,486	34,410	31,525
諏訪市	50,140	48,469	46,663	44,708	42,637	40,559	38,472
茅野市	55,912	54,903	53,457	51,761	49,870	47,822	45,751
下諏訪町	20,236	18,772	17,249	15,736	14,265	12,883	11,631
富士見町	14,493	13,708	12,899	12,072	11,232	10,364	9,489
原村	7,566	7,415	7,232	7,006	6,757	6,486	6,177
諏訪地域計	198,475	190,407	181,459	171,960	162,247	152,524	143,045
諏訪地域 H27との比較 (人)		-8,068	-17,016	-26,515	-36,228	-45,951	-55,430
諏訪地域 H27との比較 (%)		-4.1	-8.6	-13.4	-18.3	-23.2	-27.9
参考：県全体	2,098,804	2,033,235	1,957,953	1,877,667	1,793,174	1,704,857	1,614,511
参考：県 H27との比較 (人)		-65,569	-140,851	-221,137	-305,630	-393,947	-484,293
参考：県 H27との比較 (%)		-3.1	-6.7	-10.5	-14.6	-18.8	-23.1

※3 人口推計：国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（H30.3公表）

関係市町村における独自の推計、人口増対策等に係る数値は加味しない



## ②年代別人口推計



### ・生産年齢人口の減少

生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年（2015年）では111,257人と全体人口の55.2%でありましたが、平成57年（2045年）には66,966人と39.8%減少し、全体人口に対する割合も45.0%に減少すると見込まれています。

- ・年少人口の減少と75歳以上人口の増加

年少人口（0～14歳）は、42.0%の減少が見込まれ、老年人口（65歳以上）は微減ですが、75歳以上人口は、17.1%増加すると見込まれています。

## 2) 広域連合の処理する事務（諏訪広域連合規約抜粋）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 諏訪地域の広域行政の推進に関する事務
- (2) 諏訪地域ふるさと振興基金事業の実施に関する事務
- (3) 救護施設八ヶ岳寮の設置、管理及び運営に関する事務
- (4) 病院群輪番制病院運営費補助事業に関する事務
- (5) 諏訪地区小児夜間急病センターの設置、管理及び運営に関する事務
- (6) 広域連合の基金の運用に関する事務
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）の規定に基づく次に掲げる事務（別表第1に定める事務を除く。）
  - ア 保険給付に関すること。
  - イ 被保険者の資格管理に関すること。
  - ウ 要介護認定及び要支援認定に関すること。
  - エ 介護保険事業計画の策定に関すること。
  - オ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
  - カ 保健福祉事業に関すること。
  - キ 地域支援事業に関すること。
  - ク 事業者の指定に関すること。
  - ケ その他介護保険制度の施行に関すること。
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会（以下「障害支援区分審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (9) 消防に関する事務（消防団長の任免に関するものを除く。）。ただし、次に掲げる事務については、予算及び決算に関するものを除く。
  - ア 消防団に関すること。
  - イ 消防水利施設に関すること。
  - ウ その他関係団体等に関すること。
- (10) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関（以下「行政不服審査会」という。）の設置及び運営に関する事務
- (11) ごみ処理広域計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に必要な連絡調整に関する事務
- (12) 関係市町村職員の人事交流の調整、共同研修及び人材育成に関する事務
- (13) 関係市町村の行政情報システムの導入及び共同化に関する事務
- (14) 次に掲げる広域的課題の調査研究に関する事務
  - ア 地方分権に関すること。
  - イ 地域情報化の推進に関すること。
  - ウ 観光振興に関すること。
  - エ し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

- オ 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- カ ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- キ 諏訪湖浄化の推進に関すること。
- ク その他広域にわたる重要な課題で第 11 条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(15) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務

- ア 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること。
- イ 液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること。

2 広域連合は、前項第 9 号ただし書に規定する事務は、消防団等の所在する市町村の条例、規則その他の規程により処理するものとする。

### 3) 処理する事務の経緯

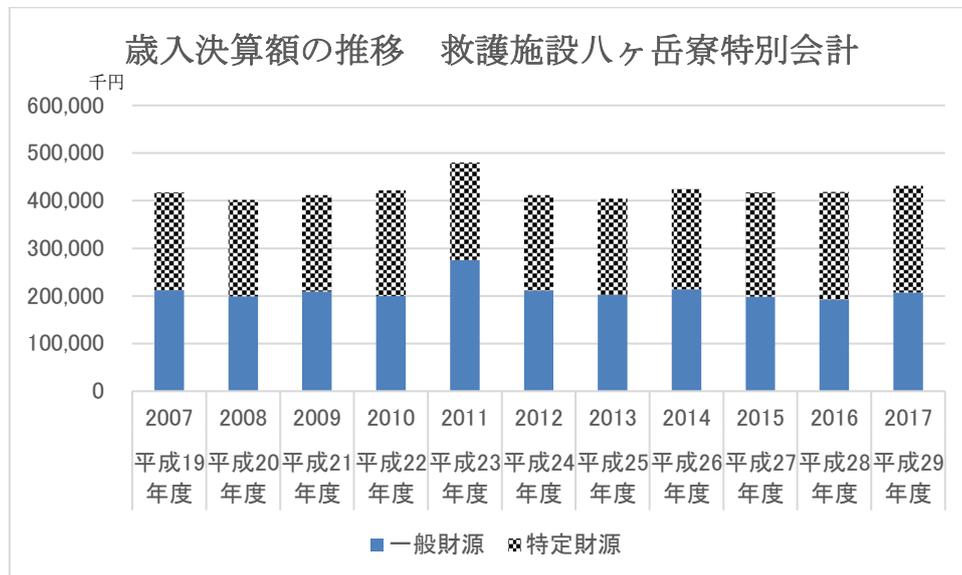
昭和 47 年 9 月	諏訪地域広域市町村圏事務組合設立（6 市町村）
48 年 3 月	諏訪地域広域市町村圏計画策定（昭和 48 年度～昭和 60 年度）
49 年 6 月	特別養護老人ホーム恋月荘開設（100 床）
55 年 4 月	特別養護老人ホーム恋月荘増設（計 130 床）
55 年 7 月	病院群輪番制病院運営費補助事業開始
57 年 3 月	諏訪地域新広域市町村圏計画策定（昭和 57 年度～平成 3 年度）
59 年 9 月	諏訪広域テレトピア基本計画策定
60 年 3 月	テレトピアモデル都市指定（諏訪地域）
60 年 12 月	放送大学諏訪地区学習センター開校
61 年 2 月	東京理科大学短期大学誘致期成同盟会設立
	平成 2 年 4 月 同校開校
	〃 4 年 5 月 同上期成同盟会解散
61 年 4 月	(株)諏訪広域総合情報センタ（第 3 セクター法人）設立
63 年 2 月	リニア中央エクスプレス建設促進諏訪地区期成同盟会設立
平成 2 年 12 月	諏訪地域広域市町村窓口事務協議会設立
	広域窓口事務システム業務開始
4 年 3 月	諏訪地域広域行政圏計画策定（平成 4 年～平成 13 年）
5 年 11 月	地方分権特例制度（パイロット自治体）第 1 次指定

平成7年	4月	図書館情報ネットワークシステム稼働
	8月	広域市町村圏災害時の相互応援協定締結
8年	1月	広域消防検討会議設置
	8月	東京理科大学諏訪短期大学4年制改組期成同盟会設立
9年	4月	諏訪広域圏一部事務組合統合推進委員会設置
	6月	諏訪地域情報公開研究委員会設置 諏訪地域広域行政推進研究会設置
	9月	諏訪地域ごみ問題等研究部会設置 諏訪地域介護保険制度研究部会設置
10年	4月	「諏訪郡市6市町村救護施設組合」及び「諏訪地域伝染病施設組合」を解散し、「諏訪地域広域市町村圏事務組合」へ統合 「諏訪広域行政組合」に名称変更
	8月	諏訪広域圏ごみ処理広域化計画策定
	10月	介護認定準備室設置（茅野市役所内） 諏訪地域行政情報化推進委員会設置
	12月	諏訪地域広域連合研究部会設置
11年	1月	広域消防準備室設置（岡谷消防署内）
	3月	伝染病隔離病舎廃止
	4月	諏訪広域消防発足（消防本部岡谷消防署内に設置）
	10月	介護認定審査業務開始
12年	1月	広域連合設立準備室設置
	2月	諏訪広域連合設立準備委員会設置
	6月	諏訪広域行政組合を解散（6月30日）
	7月	諏訪広域連合設立（7月1日広域連合長選挙、発足式）
	10月	ふるさと市町村圏に選定
13年	3月	諏訪広域連合広域計画策定（平成13年度～平成18年度）
	5月	地域住民アンケート調査を実施
	8月	救護施設八ヶ岳寮全面改築工事起工
14年	1月	広域連合シンボルマーク・キャッチフレーズ制定
	3月	諏訪地域ふるさと市町村圏計画策定（平成14年度～平成23年度） 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定

平成14年12月	恋月荘50床移管（紅林荘）による大部屋改修工事 八ヶ岳寮全面改築工事竣工式
15年 3月	第2期介護保険事業計画策定（平成15年度～平成17年度）
4月	介護保険全面共同実施
17年 2月	諏訪広域活力創生研究部会設置
18年 3月	第3期介護保険事業計画策定（平成18年度～平成20年度）
19年 3月	諏訪地区小児夜間急病センターの設置決定
4月	諏訪広域連合広域計画策定（平成19年度～平成23年度）
5月	情報政策課（情報政策係）新設
6月	収入役廃止にともない会計管理者を設置
10月	諏訪地区小児夜間急病センター開所、業務開始
20年 3月	特別養護老人ホーム恋月荘改修工事起工
21年 3月	特別養護老人ホーム恋月荘改修工事竣工
23年 8月	第4期介護保険事業計画策定（平成21年度～平成23年度） 救護施設八ヶ岳寮スプリンクラー設置工事起工
11月	特別養護老人ホーム恋月荘スプリンクラー設置工事起工
12月	特別養護老人ホーム恋月荘スプリンクラー設置工事竣工
24年 3月	救護施設八ヶ岳寮スプリンクラー設置工事竣工 第5期介護保険事業計画策定（平成24年度～平成26年度） 諏訪広域連合広域計画策定（平成24年度～平成28年度）
26年 4月	特別養護老人ホーム恋月荘を長野県厚生農業協同組合連合会へ 移管
27年 3月	第6期介護保険事業計画策定（平成27年度～平成29年度）
4月	広域消防体制一元化開始
29年 3月	諏訪広域連合広域計画策定（平成29年度～平成33年度）
30年 3月	第7期介護保険事業計画策定（平成30年度～平成32年度）

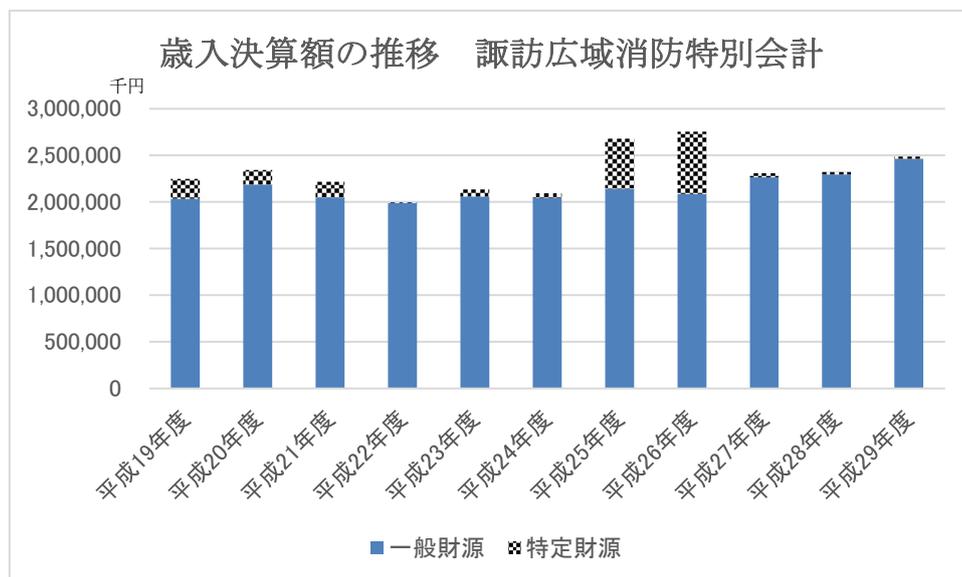
### 3 財政状況（決算の推移・救護施設八ヶ岳寮特別会計及び諏訪広域消防特別会計）

当広域連合の歳入は、関係市町村の負担金が主な財源です。地方交付税等の減少が見込まれるなか、経費節減が強く求められており、ハード及びソフト事業全体にわたり、効果的、効率的な事務事業の執行が必要です。



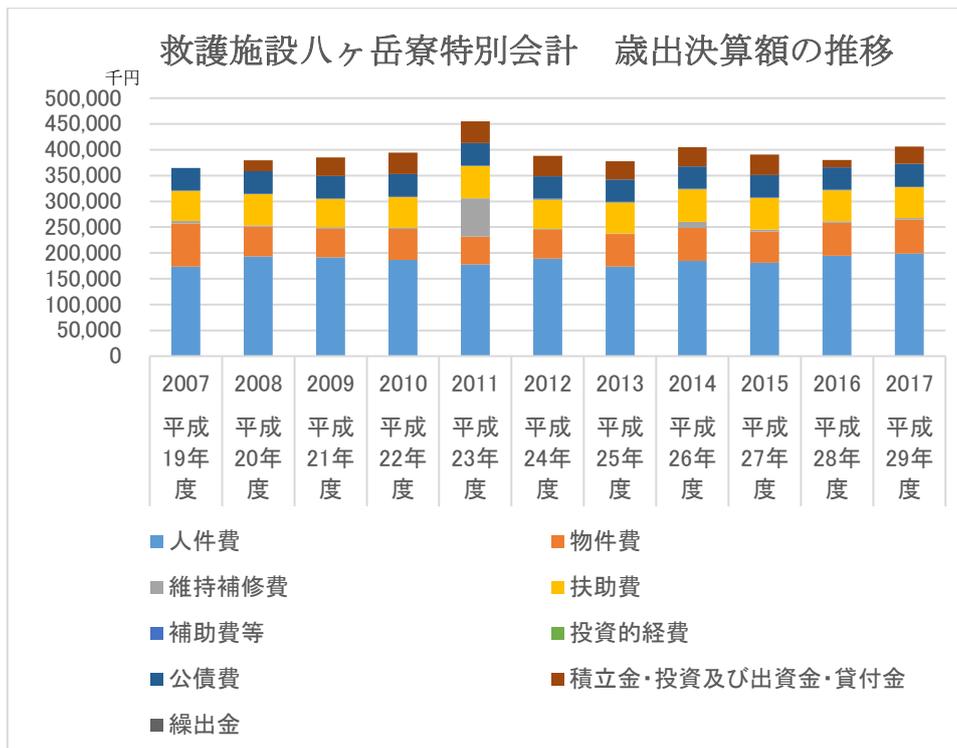
歳入の内訳 救護施設八ヶ岳寮特別会計 (単位：千円)

	平成19年度 2007	平成20年度 2008	平成21年度 2009	平成22年度 2010	平成23年度 2011	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017
一般財源	211,798	199,340	209,023	199,492	275,914	211,395	202,004	213,865	198,377	192,579	207,022
特定財源	206,051	202,005	202,934	222,336	204,397	200,437	202,071	210,633	219,033	226,140	223,834
歳入合計	417,849	401,345	411,957	421,828	480,311	411,832	404,075	424,498	417,410	418,719	430,856



歳入の内訳 諏訪広域消防特別会計 (単位：千円)

	平成19年度 2007	平成20年度 2008	平成21年度 2009	平成22年度 2010	平成23年度 2011	平成24年度 2012	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017
一般財源	2,036,537	2,185,077	2,049,024	1,989,315	2,060,650	2,043,213	2,141,116	2,085,390	2,263,341	2,296,220	2,459,522
特定財源	210,307	157,241	168,693	9,494	75,062	49,206	538,551	668,324	47,251	25,876	27,190
歳入合計	2,246,844	2,342,318	2,217,717	1,998,809	2,135,712	2,092,419	2,679,667	2,753,714	2,310,592	2,322,096	2,486,712



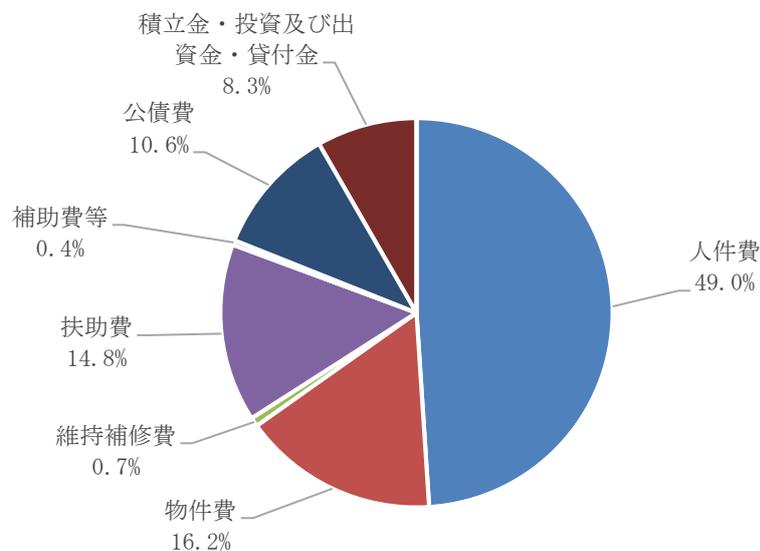
#### 歳出の内訳

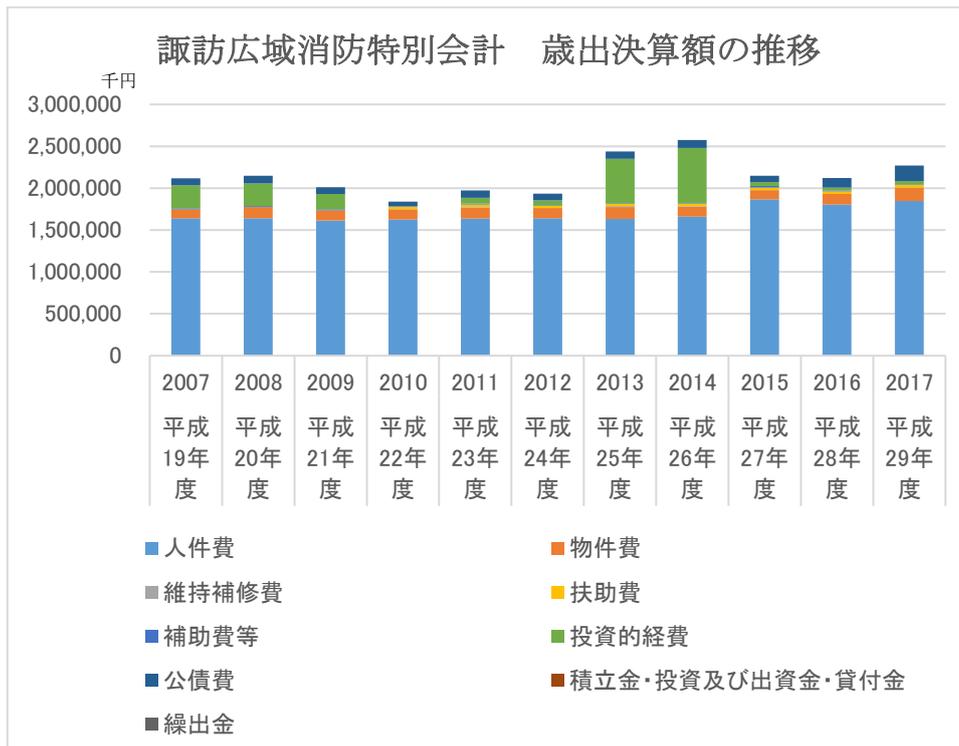
救護施設八ヶ岳寮特別会計

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	173,699	193,309	191,520	186,320	177,779	189,165	173,452	184,810	180,894	194,611	198,967
物件費	83,139	57,440	55,167	60,152	54,080	55,292	62,883	63,404	60,767	63,370	65,724
維持補修費	4,949	2,388	2,725	2,477	74,264	2,063	1,421	11,912	3,652	3,346	3,022
扶助費	58,228	60,781	55,061	59,420	62,110	57,136	59,937	62,939	61,224	59,821	60,117
補助費等	1,544	1,619	1,538	1,601	1,531	1,522	1,559	1,548	1,366	1,611	1,604
その他消費的経費	64,721	64,788	59,324	63,498	137,905	60,721	62,917	76,399	66,242	64,778	64,743
消費的経費	321,559	315,537	306,011	309,970	369,764	305,178	299,252	324,613	307,903	322,759	329,434
投資的経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	43,262	43,262	43,262	43,262	43,262	43,262	43,263	43,263	43,263	43,262	43,262
積立金・投資及び出資金・貸付金	0	20,976	36,022	40,982	41,747	39,609	34,942	36,872	39,775	14,252	33,611
繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	364,821	379,775	385,295	394,214	454,773	388,049	377,457	404,748	390,941	380,273	406,307
義務的経費	275,189	297,352	289,843	289,002	283,151	289,563	276,652	291,012	285,381	297,694	302,346

### 歳出の内訳：救護施設八ヶ岳寮特別会計 (平成29年度現在)





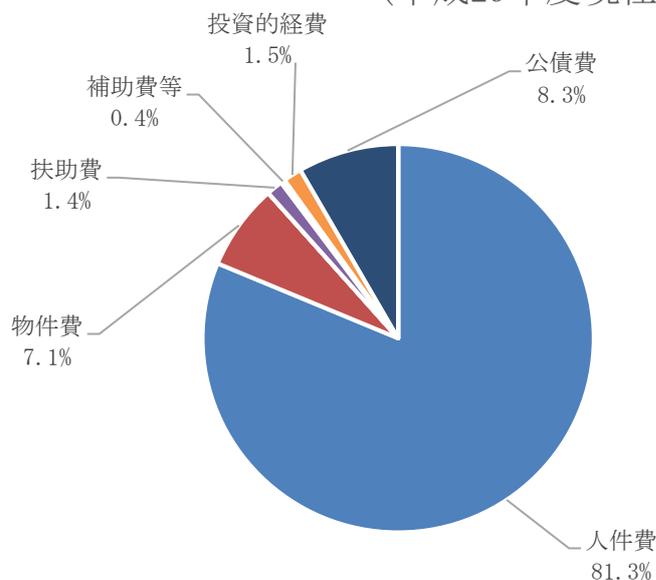
#### 歳出の内訳

諏訪広域消防特別会計

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
人件費	1,640,941	1,639,894	1,616,211	1,627,434	1,636,936	1,642,565	1,632,645	1,660,174	1,865,560	1,805,139	1,846,062
物件費	107,862	134,323	119,336	121,982	129,447	120,290	142,722	118,594	111,969	127,035	162,316
維持補修費	228	180	52	169	9,019	29	9,472	6,279	49	75	50
扶助費	0	0	0	27,601	29,934	28,500	28,480	29,735	30,815	30,605	30,565
補助費等	10,120	12,927	11,274	10,547	10,146	7,383	8,265	8,032	17,108	8,863	7,977
その他消費的経費	10,348	13,107	11,326	38,317	49,099	35,912	46,217	44,046	47,972	39,543	38,592
消費的経費	1,759,151	1,787,324	1,746,873	1,787,733	1,815,482	1,798,767	1,821,584	1,822,814	2,025,501	1,971,717	2,046,970
投資的経費	275,621	270,368	185,252	0	68,612	57,179	529,124	657,711	45,353	35,959	34,627
公債費	83,185	89,873	78,327	52,962	87,913	77,931	87,134	95,560	76,561	112,922	189,128
積立金・投資及び出資金・貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,117,957	2,147,565	2,010,452	1,840,695	1,972,007	1,933,877	2,437,842	2,576,085	2,147,415	2,120,598	2,270,725
義務的経費	1,724,126	1,729,767	1,694,538	1,707,997	1,754,783	1,748,996	1,748,259	1,785,469	1,972,936	1,948,666	2,065,755

### 歳出の内訳： 諏訪広域消防特別会計 (平成29年度現在)



### 第3章 保有施設の状況及び将来の施設更新費用の推計

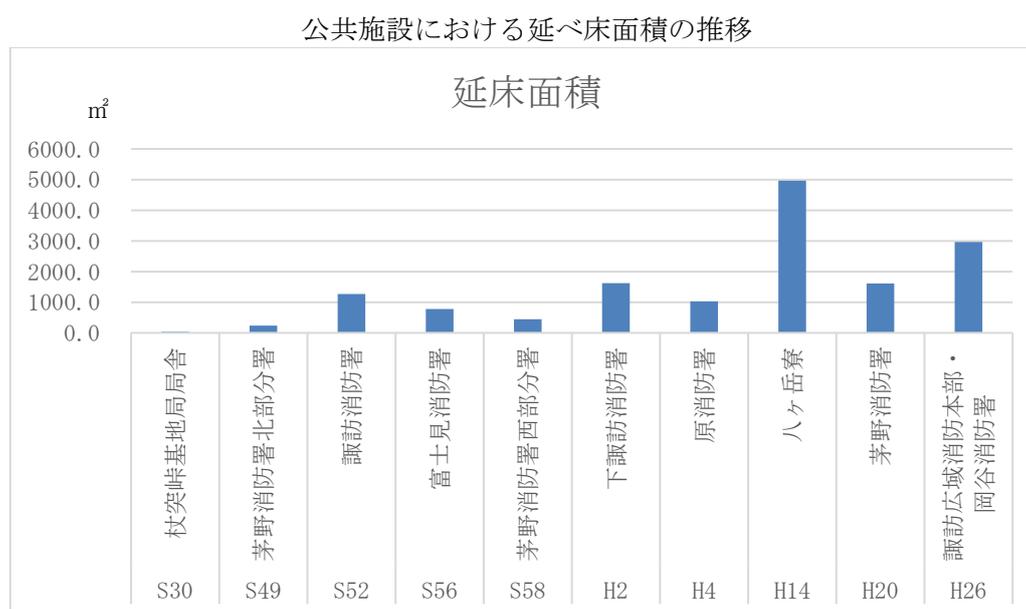
#### 1 公共施設の状況

##### (1) 延べ床面積の推移

公共施設の整備状況を築年別に見ると、昭和40年代後半から平成初期にかけての建築が多くを占めています。

平成29年度末時点で、総延べ床面積は約1.49万㎡で、平均築年数は約30年、建築後30年以上経過した公共施設が全体の約19%（約0.28万㎡）を占めます。

昭和40年代後半から昭和50年代後半までの延べ床面積の増加率が大きいいため、今後、公共施設の急速な老朽化が見込まれます。



##### (2) 建物別の床面積保有状況（平成29年度末現在）

建物別の延べ床面積では、消防施設が66.6%と大きな割合を占めており、残り救護施設が33.4%、となっています。

施設数延べ床面積 (m<sup>2</sup>) 構成割合、建築年度順

建築年度	建物名	延床面積 m <sup>2</sup>	構成割合%
S30	杖突峠基地局局舎	37.00	0.2
S49	茅野消防署北部分署	223.56	1.5
S52	諏訪消防署	1,276.43	8.6
S56	富士見消防署	778.96	5.2
S58	茅野消防署西部分署	443.54	3.0
H2	下諏訪消防署	1,513.84	10.2
H4	原消防署	1,024.80	6.9
H14	八ヶ岳寮	4,964.21	33.4
H20	茅野消防署	1,606.90	10.8
H26	諏訪広域消防本部・岡谷消防署	2,995.87	20.2
	合計	14,865.11	100.0

### (3) 将来の施設更新費用の推計

平成 29 年度末現在で、保有する公共施設について、建築時から 30 年後に大規模改修を実施し、60 年後に現状規模のまま更新（建替え）を行うと想定した場合、以下の表 3 のとおり、今後 60 年間で約 92.1 億円の経費を要し、60 年間で平均すると、毎年約 1.5 億円かかる試算となります。

更新等単価は、総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を適用し、消防施設（行政系）は、更新費 40 万円/㎡・大規模改修 25 万円/㎡、八ヶ岳寮（福祉施設）は、更新費 36 万円/㎡・大規模改修 20 万円/㎡とし、それぞれ施設の床面積を乗じております。

表 3 施設更新費用の推計

(単位：千円)

建物名	60年間	1年間(平均)	更新費	大規模改修
諏訪広域消防本部・岡谷消防署	1,947,316	32,455	1,198,348	748,968
諏訪消防署	829,680	13,828	510,572	319,108
茅野消防署	1,044,485	17,408	642,760	401,725
茅野消防署北部分署	145,314	2,422	89,424	55,890
茅野消防署西部分署	288,301	4,805	177,416	110,885
下諏訪消防署	983,996	16,340	605,536	378,460
富士見消防署	506,324	8,439	311,584	194,740
原消防署	666,120	11,102	409,920	256,200
杖突峠基地局局舎	24,050	401	14,800	9,250
八ヶ岳寮	2,779,958	46,333	1,787,116	992,842
合計	9,215,544	153,533	5,747,476	3,468,068

## 2 インフラ施設の状況

該当ありません。

## 第 4 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

現状及び課題を踏まえて、今後の公共施設等における総合的かつ計画的な管理に関する基本方針（基本的な考え方、取組体制）を定めます。

### 1 基本的な考え方

#### (1) 安全・安心の確保

公共施設等は、利用者の安全・安心を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続ける必要があります。しかし、利用状況や自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は異なり、その状況は時々刻々と変化します。

当然のことながら、これまでも各施設の所管部署において、安全に利活用するべく点検、管理を実施してきました。そうした現状や課題を整理した上で、早期発見、早期対応を主眼とした更なる安全と安心を確保するための日常点検の取り組みの基本方針を定め、全施設で取り組みます。

#### (2) 長寿命化の推進

中長期的な維持管理、修繕、更新等に係るトータルコストを削減し、財政負担を平準化していくために長寿命化を図るとともに、計画的・効率的な改修により、公共施設等の質を確保していくことが必要です。公共施設については、躯体の保全を重視し、特に屋根や外壁などを計画的に改修し、施設を長期的に使用するための

「予防保全」の考え方を取り入れていきます。

### (3) 施設総量の検討

公共施設については、関係市町村の将来人口や財政規模などに応じた施設総量の検討が必要です。今後の公共施設等のあり方の検討にあたっては、消防一元化時の取り決めや、八ヶ岳寮の運営方針等も見極める中で、物質的な量（ハード）だけではなく、その施設における行政サービス等のあり方も含めて検討していく必要があります。

そうした中で、施設の新規整備は原則行わないことや、既存施設を更新（建替）する場合には統合・複合施設を検討すること、また、統廃合、民間委託すること等も検討します。

施設総量を縮減するとした場合の主な手法としては、以下の3つがあります。

- ①同じ機能をもつ複数の施設を統合する集約化
- ②別々の機能をもつ複数の施設を一つの施設に統合する複合化
- ③1つの施設について複数の機能を持たせる多機能化

（以下この3つの手法を総称して「複合化等」といいます。）

個別具体的な施設の検討を行う際には、現状の利用状況や将来の圏域住民ニーズ等を踏まえる中で、現状のサービスを基本に検討します。

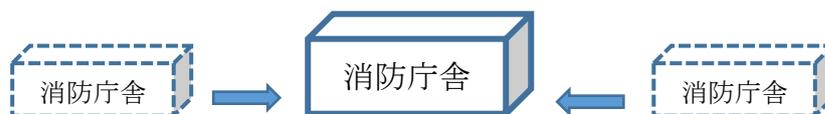
また、複合化等により余剰となる施設の他用途への転用、除却、民間売却等を積極的に進めることで、余剰施設を保持しないよう努めます。

#### (公共施設と行政サービスとの関係)

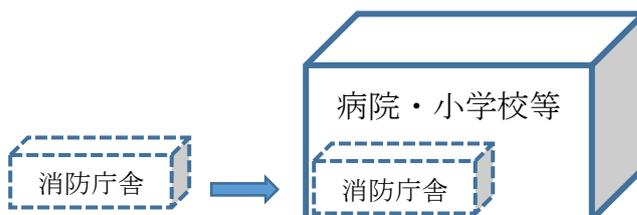
		サービス（ソフト）	
		継続 （現在の場所・地域で、同様の行政サービスを継続または縮小、拡充・新設する）	廃止 （現在の場所・地域で、同様の行政サービスは廃止する）
施設（ハード）	継続 （現在の施設を使用する）	パターン1. 施設及びサービスを継続する ①施設の集約化、複合化、多機能化 ②一部用途転用 ③一部貸付 ④継続使用（維持・運営コストの削減、指定管理、省エネ化等） ⑤改修・建て替え（公共施設の長寿命化）など ※既存施設でサービス提供できない場合は「新設」もあり得る	パターン3. 施設は継続するが、現在のサービスは廃止する ⑧施設の用途転用 など
	廃止 （現在の施設の使用を廃止する）	パターン2. サービスは継続するが施設は廃止する ⑥他の公共施設の空き空間や民間施設の利活用 ⑦独自で所有せずに複数の市町村による共同での行政サービス提供 など	パターン4. 施設もサービス廃止する ⑨民間企業等への貸付、売却 ⑩施設の取壊し など

(施設量縮減の主な手法のイメージ)

<①の集約化>



<①の複合化>



<①の多機能化>

現在当広域連合が保有する施設での多機能化は難しい

## 2 推進体制及び個別施設計画の策定等

### (1) 推進体制

本計画の対象は、当広域連合が保有するすべての公共施設等に及ぶため、施設管理等を総合的に把握する各施設代表者参加による検討会を実施し、情報の共有や調整等により、総合的かつ計画的な管理を行います。

その上で、全施設的に統一的な考え方の共有を図るため、必要に応じて職員研修等を実施します。

### (2) 個別施設計画の策定等

今後検討する個別施設計画は、国から示される技術基準等に照らし、準拠したものを個別施設計画資料として、計画的な施設管理と進捗管理を行います。

## 第5章 公共施設の基本的な方針の具体的な推進方法

### 1 日常的な定期点検の実施

#### (1) 背景

公共施設は、建築された直後は良好な状態であっても、風雨、湿気、寒暖等の影響を受けて徐々に劣化が進みます。また、施設の設備機器においても、経年による損耗や摩耗が進みます。修繕が適切に行われていないと、こうした部材の経年劣化による、外壁や窓などの落下、設備機器の故障など安全性等に問題が生じてしまいますので、適切な維持管理を行うためには、適正な点検の実施が不可欠となります。

## (2) 現状と課題

施設管理を所管する部署においては、これまでも点検等を実施してきましたが、その内容や方法が適切かどうかについて、全施設で統一判断基準がありませんでした。また、点検等により改善が必要と判断された事項についても、一元的な把握と、適正な優先順位付けにより施設管理を行う必要があります。

## (3) 今後の基本方針

全施設の統一的な判断基準等を作成し、関係職員等で共有するとともに、それを踏まえた日常的な定期点検を実施することで、施設の不具合を早期に発見し、その不具合を処置することにより、施設のトータルコストを抑えつつ事故を未然に防ぎ、施設の安全・安心を確保します。

### ア 点検目的

施設の安全性の確保と機能維持

### イ 点検実施者

施設管理を所管する部署など、日常業務の中で施設や設備の不具合を見つけ、危険箇所を把握できる立場にある職員

### ウ 点検方法と対策

- ・主に目視により錆びやひび割れ、ふくれなどの異常を発見し、異常箇所についてはその進行状況を定期的に確認します。
- ・点検結果から、備品等の配置の見直しや簡易な固定、軽微な修繕などの対応可能な対策については、早期に実施します。
- ・施設管理等を総体的に把握する部署において、点検結果情報を一元的に収集し、特に異常が認められる箇所は、専門的な見地からさらに詳細な点検を実施します。
- ・全施設の状況を踏まえて、毎年度改善計画を立て、優先順位付けを行い、必要な予算を確保し、施設等の修繕を行います。

## 2 長寿命化のための計画的な改修等の実施

### (1) 背景

関係市町村においては、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また人口減少に伴う税収の減少等により、将来の財政状況は厳しくなることが予測されていますので、従来どおりの施設の老朽化に伴う建て替えといった選択だけでは、必要な施設量の確保が困難となります。適切な施設量を確保していくためには、各施設の将来的な利用を見据えた上で、施設のトータルコストを縮減するための長寿命化対応が必要です。

例えば、鉄筋コンクリート造の消防施設の場合、減価償却費を算定するための法定耐用年数は47年となっています。しかし、実際の耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保されている場合は、70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能であると言われていています。

## (2) 現状と課題

築30年を超える施設が3年以内に4割以上を占めるため、今後施設の更新対応が集中することが見込まれます。

これまで公共施設の老朽化対応は、築後40年程度での建て替えがほとんどでしたが、今後は、施設のトータルコストの縮減のため、引き続き利用可能な躯体等を生かしたリノベーション※4についても選択肢としていくことが必要です。

また、リノベーションを導入するためには、躯体等の保全が重要になってきます。特に屋根や外壁については、これまで行ってきた破損等が生じた場合の対症的な「事後保全」ではなく、今後は破損等が発生する前に計画的に、そして事前に改修を行う「予防保全」を取り入れていく必要があります。

※4 リノベーション：既存の施設に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

## (3) 今後の基本方針

ア 将来的な施設配置等を踏まえた建築物の長期使用への転換施設のトータルコストをできる限り縮減した上で、施設の安全性を確保し、機能向上を図っていくためには、コンクリート強度や構造体の耐久性が確保されている限り、改築よりも工事費が安価で廃棄物が少ないリノベーションを優先し、長期間使用するものとします。

### イ 計画的な「予防保全」の実施

屋根防水や外壁の改修等について、これまでの各施設の管理を所管する部署による判断から、建築専門職員の視点での全施設一元的な評価へ転換し、築後の経過年数や部材等の状況を確認した上で、適切な時期に効率的かつ効果的な対策が実施できるように、優先順位を付け計画的に改修等（予防保全）を行います。

### ウ 更新時期の年度間調整

今後、施設の更新時期が集中することが見込まれることから、施設の建築年度や劣化状況などの情報に基づき、施設更新の優先順位付けを行うとともに、年度間における改修時期の調整を行い、費用負担の平準化を図ります。

## 3 施設総量の適正化について

### (1) 背景

関係市町村の人口減少・少子高齢化が予測される中で、圏域住民のニーズや求められるサービスの変化に適切に対応する必要があります。

住民生活に関わりの深い消防施設が多いため、圏域住民の安全・安心を確保するためにどのようなサービスをしていくかといった視点が重要となります。

### (2) 現状と課題

現在の施設管理においては、施設量の縮減といった視点はありません。しかしながら、将来厳しくなる関係市町村の財政状況を勘案すると、現状の施設量を確保したまま全ての施設を更新することは難しいと考えます。

今後、最適な配置や施設量の方向性といった基本的な方針を検討する必要があります。

施設類型による現状と課題は次のとおりです。

① 行政系施設【消防施設】

広域消防を取り巻く状況は、都市構造及び生活環境の変化や住民ニーズが多様化していることに加え、自然災害の多発及び大規模化が懸念されていることから、一層の体制強化が求められています。

このような状況変化に的確に対応し、将来にわたり圏域住民の安全・安心を確保するため、大規模災害に対応できる出動体制の構築、消防施設や車両及び資機材等の一層の充実・強化など、一元化後の消防体制を常に検証することが必要です。

火災予防業務については、防火対象物立入検査による違反是正の指導強化、高齢化社会を見据えた高齢者福祉施設の防火管理体制の強化に取り組むことが求められています。

救急・救助業務については、高齢化の進展に伴い出動件数が増加傾向にあるなか、救急車の適正利用の啓発とともに、迅速な出動等による救命率の向上や救助技術の高度化など、救急・救助体制の拡充が求められています。

通信指令業務については、統一化した通信ネットワーク等を活用し、119 番通報の受付から出動隊への出動指令をはじめ、出動隊や防災関係機関との通信、災害情報の収集及び住民への情報提供など一連の業務を、迅速かつ的確に行うことが求められています。

現在進められている諏訪広域連合消防体制等検討委員会において、車両数や署所のあり方等も検討すべき課題となっています。

施設名	現 状
(消防施設) 諏訪広域消防本部 ・岡谷消防署	平成 26 年建築、4 年経過。建屋については目立った修繕箇所はない。昭和 56 年建築の訓練塔は塗裝修繕予定あり。
(消防施設) 諏訪消防署	昭和 52 年建築、41 年経過。平成 19 年に大規模改修を実施。他署に比べ車両数、職員数に応じた施設量となっていないことも懸念される。
(消防施設) 茅野消防署	平成 20 年建築、10 年経過。建屋については目立った修繕箇所はない。
(消防施設) 茅野消防署 北部分署	昭和 49 年建築、44 年経過。建屋は都度修繕を行っている。耐震診断は未実施。

(消防施設) 茅野消防署 西部分署	昭和 58 年建築、35 年経過。建屋は都度修繕を行っている。今後外構の修繕等予定あり。
(消防施設) 下諏訪消防署	平成 2 年建築、28 年経過。建屋については目立った修繕箇所はない。
(消防施設) 富士見消防署	昭和 56 年建築、37 年経過。建屋は都度修繕を行っている。屋上防水施工等、大規模修繕予定あり。
(消防施設) 原消防署	平成 4 年建築、26 年経過。建屋は都度修繕を行っている。外壁施工等大規模修繕予定あり。
(消防施設) 杖突峠基地局局舎	昭和 30 年建築、平成 24 年に信越放送(株)より譲渡。修繕年月日は不明。中継局として重要な拠点である。

② 福祉施設 【救護施設八ヶ岳寮】

現在、124 人定員（最大入所可能数 134 人）の施設となっていますが、利用者の年齢構成は、65 歳以上の割合が 67%を占め、高齢化が進んでいるとともに、障がいの重度化や多様化も加わり、介護を必要とする利用者が増加しています。一方で、近年は比較的自立度の高い入所者も多いことから、身体状況や障がいの程度などに配慮し、個々の意向に沿った支援が求められています。

また、救護施設は通過型施設の役割も担っているため、個々の状況に合った施設への橋渡しや、地域移行を促進するための支援の充実が求められています。特に平成 25 年度から実施している居宅生活訓練事業においては、これまでに 9 人の方が地域移行を果たしていますが、今後は、退寮後の地域生活を支える施策として、関係機関と連携した保護施設通所事業※5 の取り組みと充実が求められています。

※5 保護施設通所事業：救護施設退所者を救護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問し生活指導等を実施することで、地域で安定した生活が送れるように支援するための事業のこと。

施設名	現 状
(救護施設) 救護施設八ヶ岳寮	平成14年建築、16年経過。建屋については目立った修繕箇所はない。

### (3) 今後の基本方針

将来的な施設量を考えるにあたり、どの施設をどのように配置し、どのように縮減するかは、将来的な行政サービスのあり方を考える上で重要な要素となります。

今後、関係市町村の厳しい財政状況や人口減少・少子高齢化による状況の変化を見極めながら、適切な維持管理を行いつつ、消防施設の個別施設計画を策定する中では、車両や通信指令システムの更新費用も含め、長寿命化や将来における適正配置等を検討してまいります。